

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策と感染経路別予防対策を実践しています。また、病院内外の感染情報を広く収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した場合は、速やかに予防策の実施及び評価を行い、院内感染対策の改善に努めます

2. 院内感染対策のための取組みについて

1) 感染対策委員会

当院における院内感染予防を確立し、院内感染の防止及び対策、並びに感染性廃棄物の適正処理を図るため、診療部門、看護部門、診療技術部門、事務部門を代表する職員により構成され、院内感染の動向や抗菌薬の適正使用について検討するとともに、全ての病院職員に対する組織的な教育などを行ないます。

委員会の開催は月1回ですが、早急な対策が必要な時は臨時に開催します。

2) 感染対策部門及び感染制御チーム(ICT)

感染対策部門及び感染制御チーム(ICT)を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3) 院内感染対策に関する職員研修

感染制御チーム(ICT)を中心とし、全職員を対象とした感染対策に関する研修会を年2回以上開催します。

4) 感染症の発生状況の報告

法令に定められた感染症届け出の他、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、現場への周知と感染制御チーム(ICT)による情報を活用した感染対策の実践、フィードバックを行います。

5) 院内感染発生時の対応

院内感染が疑われる場合は、感染対策委員長へ報告を行い、感染対策チーム(ICT)が速やかに感染対策を行います。また、必要に応じ大崎保健所栗原支所等と連携し速やかに対応します。

6) 患者さんへの情報提供

感染症の流行がみられる場合には、当院ホームページや院内にポスター等の掲示により情報提供を行います。

7) 患者などに対する当該指針の閲覧

本取組事項は院内に掲示し、患者およびご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

8) 新興感染症への取組み

疾患の理解に努め、スタッフへの情報提供を行います。院内のゾーニングや動線の整備、診療体制を確立します。連携病院との情報交換を行い、適切な対応が行えるよう努めます。

9) その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のため、感染制御チーム(ICT)を中心として「感染対策マニュアル」を作成し職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。